

仕事の疑問
相談室
鳥取労働局

いろいろな支援がありますよ

障害者雇用の経験がなくて……

Q 障害者の「法定雇用率」が引き上げられると聞き、私のか社は障害者雇用することを義務付けています。

者雇用の経験がないのですが、どう進めたらいいでしょうか。

A 障害者雇用促進法では、事業主に対し常時雇用する

3月1日から障害者法定雇用率引き上げ

この法定雇用率が今年3月1日から引き上げになります。

現在の民間企業の法定雇用率2・2%が2・3%に引き上げられ、義務付けの対象企業は従業員45・5人以上が43・5人以上となります。

また、特別支援学校や障害者就業・生活支援センターでは職場実習制度があり、仕事を体験することでお互い理解し合えるなど、制度を利用することに よって不安が解消されることがあります。

トライアル雇用助成金などの支援もあるの で、最寄りのハローワークに相談してください。

鳥取労働局等では従業員43・5人以上45・5人以上の事業主は特に注意が必要です。

鳥取労働局等では従業員43・5人以上45・5人以上の事業主は特に注意が必要です。

鳥取労働局等では従業員43・5人以上45・5人以上の事業主は特に注意が必要です。

鳥取労働局職業安定部職業対策課 電話0857(29)1708